

## 全国がん登録について

### 1 法律の施行, 全国がん登録制度の開始

○平成25年に「がん登録等の推進に関する法律」(以下、「がん登録推進法」。)が成立し、平成28年1月1日に施行。

これまで、各都道府県任意で行われてきた地域がん登録に代わり、国が情報をとりまとめる全国がん登録が開始された。

### 2 法に規定された病院における責務等

(1) 平成28年以降の罹患情報について全病院及び知事の指定した診療所に届出が義務化された。

(病院等による届出)

第六条 病院又は次項の規定により指定された診療所(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。)は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報(以下「届出対象情報」という。)を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一～九 (略)

二～五 (略)

(2) 届出を怠った病院等については、県知事が届出を勧告することができる。さらに、勧告に従わない場合は、その旨を公表できる。

(届出の勧告等)

第七条 都道府県知事は、病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### 3 病院等への情報提供

○病院等における実務担当者向け説明会の開催

平成27年11月に各保健所の協力の下に、全医療圏で各1回(仙台医療圏のみ2回)開催。  
113施設・190名参加。

### 4 全国がん登録制度本格運用に向けて

(1) 平成28年度がん登録事業における予定

○病院等における実務担当者向け説明会の開催

平成28年11月に全2回予定。(開催場所については未定)

(2) 全国がん登録本格運用スケジュール

○病院から県への届出

収集時期：平成28年データの届出は平成29年末まで(詳細時期については未定)

収集方法：国で平成29年夏頃構築完了を目指している、スタンドアロン型のオンラインシステムによるほか、構築前についてはセキュア付き電子記録媒体(USB)による。  
ただし、インターネット環境がない病院等においては、専用のOCR用紙を使用。

○県から厚労省への提出

各病院等からデータを取りまとめの上、平成29年12月31日まで提出予定。

※法に規定はないものの、対象年の翌年末までが望ましいとされている。

○平成28年データの公表

平成30年以降。詳細な公表時期については未定。

## がん登録等の推進に関する法律の概要

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

○「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること

○「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

⇒がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

### 基本理念

○全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握

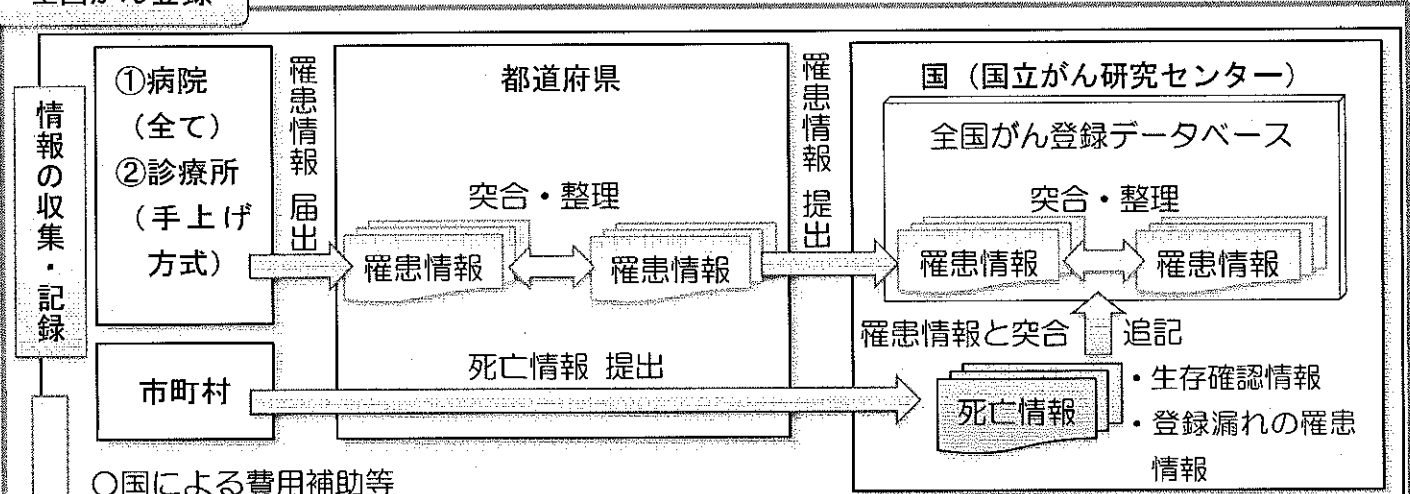
○院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る

○がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る

○がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元

○がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

### 全国がん登録



- 利用等の限度
- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供
  - 届出を行った病院等への生存確認情報の提供
  - がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供（研究者への非匿名化情報の提供は、本人同意があること等要件加重）
  - ※非匿名化情報については、保有期間の上限を政令で定める
  - 都道府県がんデータベース（地域がん登録のデータ等と一体的に保存）の整備
- 有識者の会議の意見聴取

情報の保護等（情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏示等の罰則。開示請求等は認めない。）

院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

### がん登録等の情報の活用

○国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援

○医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上

○がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献